



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	土地所有者になるために : モンゴル・ウランバートル市における土地私有化政策をめぐって
Author(s)	滝口, 良
Citation	北方人文研究, 2, 43-61
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38238
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_p43-61.pdf



土地所有者になるために

—— モンゴル・ウランバートル市における土地私有化政策をめぐる ——

滝 口 良

北海道大学大学院 文学研究科 歴史地域文化学専攻 歴史文化論講座 博士後期課程

第1章 はじめに

2003年5月1日、モンゴル国において市民が土地の所有権を持つことを認める法律「モンゴル国民に土地を所有化することについて (*Mongol Ulsyin Irgend Gazar Ömchliülekhiiin Tukhai*)」(以下「土地所有法」とする)が施行された。ソ連崩壊による体制転換を経たモンゴル国では1990年代初頭より社会の諸領域において国有財の私有化が進められてきた。この土地所有法は現代モンゴルにおける一連の土地私有化政策の中で重要な意味を持っている。同法によりモンゴルにおいて初めて国民の土地所有権が実現することになり、同時に従来の国民の有していた土地権利を「所有権」として認める施策がとられたのである。本論はモンゴルにおける土地私有化政策とその中心としての土地所有法を取り上げ、モンゴル社会において新たな土地をめぐる秩序が具体化していくプロセスを描き出すことを目的としている。

1-1. 理論的検討

今日、大規模かつ急速に進展しつつあるグローバル化のプロセスは、人類学研究の対象となるフィールドの構成そのものを取り上げなおす契機となっている。非西洋社会の旧来の伝統が否定され、近代的な制度に取り替えられると考える「近代化」モデルや、またこれとは反対に、「伝統文化」が近代的な制度を取り込んでいくという「文化変容」モデルでは、フィールドという場の構成は十分に理解することができない(杉島1999)。

これまでの研究においては、「近代的土地所有」という制度の非西洋社会への導入は、おおむね「近代」と非西洋社会の「伝統文化」という対立の相の下で記述されてきた。本論が扱うモンゴルにおける「土地私有化政策」に関する議論においては、「土地私有」の概念や「所有権」に関わる法制度といった「近代」に由来する要素と、反一私有的な共同体固有の「文化」や「伝統的」土地制度といった非西洋社会に属する要素が対比される(拙稿2005)。しかし、こうした研究は、在地社会の土地制度と新たに導入される土地制度という二つの制度間の関係に注目するあまり、その中で生きる人々のありようを当該の制度が人々に要求する実践と同一視してしまうという問題を持っている¹⁾。

このような問題を背景に、現代の人類学研究は、観察される行為や実践を制度や慣習によって説

1) 松村(2008)参照。松村は従来の社会科学において「所有」という問題が「概念／制度としての所有」

明することに批判的になっている。Abu-Lughod (1991) は人類学において長く行為を説明する中心的概念であった「文化」や慣習に抗して「個別的なもののエスノグラフィー (‘ethnographies of the particular’)」(同上: 149) を提起している。Abu-Lughod は「文化」や慣習によっては一貫した説明を行なうことができない個性の次元を取り出す。「個別的なもののエスノグラフィー」は、「一般性」を目指す社会科学がある行為をなんらかの秩序の現われと考えるのに対し、行為にまつわるさまざまな秩序や制度は「時間と場所の中に生きる個人の行為においてのみ実現される」(同上: 156) ととらえる。近藤 (2007) は、グローバル化する地域社会の状況を「複数文化が短期的に流入するフラックス状況」と定義した上で、そうした状況下で生きる主体性を、利潤を追求する「合理性・計画性」とそれを打ち消すような「個別的・瞬間的な実践」が同居する「起業家性」としてとりだした (同上: 93-94)。近藤の言う「起業家」像が提起するのは、一貫して何らかの目的に向けて合理的に行為する主体ではなく、そうした目的が要求する実践を維持できない主体である。

本論はこうした人類学における近年の研究動向を踏まえて、制度や慣習が要求する人々の行為と実際に人々が選択する行為との関係に注目してモンゴルにおける土地私有化政策を考察する。第一に、土地私有化政策が土地所有権を中心とした法権利と制度を体系的に導入しつつ、新たな土地をめぐる秩序の構築を目指していることを明らかにする。この体系からなる法や制度に基づいて土地をめぐる人々の行為は分類され、管理されるようになる。第二に、法律や行政の専門家たちが、国民に「土地所有者になる」ことの価値を教え、「土地所有者になるため」に必要な解釈ととるべき行為の手順を示す際の論理を明らかにする。そこで土地私有化政策が教示 (instruction) を通じて人々の行為や解釈を拘束する状況に注目する。第三に、土地私有化政策による人々の行為の体系化と新たな秩序の創造の試みが「土地所有者になるため」の教示^{インストラクション}を介して人々の行為とどのように結びついていくのか (あるいは結びつかないのか) を具体的な事例によって明らかにする。「教示^{インストラクション}は記述を具体的対象と行為に結びつけるという暗黙の作業を遂行する受け手の能力に頼っている」(サッチマン 1999: 97) のだとすれば、人々が自らの土地、家族、住まい、暮らし、そしてその将来を土地私有化政策と結びつけていく事例を見ることで、「土地所有者になるための」市民への教示^{インストラクション}の成否が個別の次元で決定されることを明らかにすることができるだろう²⁾。

本論の構成は以下のようなものである。2003 年より施行された土地所有法の内容と、これに関連してとられた政策をとりあげ、全体としての土地私有化政策が構想する新たな土地秩序のアウトラインを描き出す (2 章)。続いて、新たな土地権利と制度の体系に基づいて専門家たち (法学者や行政) がこの体系を解釈し、教示^{インストラクション}する際の論理を取り上げる。この論理は新たに導入される「所有権」を従来の土地権利 (占有権) と区別し、それらの差異を明確にしていくことである (3 章)。最後に筆者が調査を行った二つの家族が土地私有化政策の進捗中でどのように生活してきたのかを記述し、新たな土地をめぐる秩序の創造が人々の土地との関わりに与える影響の一端について考察する (4 章)。

として考察されてきたことを明らかにし、「所有」をめぐる相互交渉の場面に着目した新たなアプローチを提起している。

- 2) サッチマンは行為に関する「教示 (instruction)」と実際に人々が選択する行為との関係について、以下の二点を強調する。①教示は人々が取るべき行為を記述し、それと共に行為の結果を予測可能なものとする。②教示は使用する人々の行為によって基礎づけられる (サッチマン 1999: 97-99)。本論の文脈でいえば、教示は人々の選択可能な認識を制度の下での一様な行為へと媒介することをめざすが、その成否は教示を状況や行為に結びつける際の人々の実践にかかっているということである。

1-2. 調査地の概要

筆者が2004年10月から2005年9月まで調査を行ったモンゴル国首都ウランバートル市では伝統的な移動式住居であるゲルで住む人々が「ゲル地区 (*ger khoroolol*)」と呼ばれる地区を形成している。ゲル地区は市の中心部を占めるアパート地帯を取り囲むようにして広がっており、人々はそこで柵（「ハシャー」: *khashaa*）で囲われた敷地内にゲルや固定家屋を建てて暮らしている（写真1）。都市部における土地権利関係に関する文脈においては、このハシャーという語は、「柵そのもの」を指すと共に「柵で囲った区画」のことを意味する。ハシャーは二メートル前後の高さの木製の板を地面に挿して土地を囲うことが一般的である。一定区画の土地を囲って居住するハシャーは、ウランバートル中心部に存在するアパート (*oron suuts*) 群と対になる居住形態として認識されてきた（写真1）。本論では、便宜のため「柵そのもの」を指す場合には「柵」とし、「柵で囲った土地区画」や居住形態を指す場合には「ハシャー」と表記する。



写真1. ゲル地区のハシャー 筆者撮影
(2008年3月、ウランバートル市)

ウランバートル市における土地私有化には、田舎からの移住者の増大によるゲル地区の拡大と都市のスプロール化という問題が関わっている。民主化後、ウランバートル市の人口は大きく増加し、1989年の人口56万7300人から2002年には84万6500人にまで増加した。市行政に登録を行っていない市民を加えるとその数はさらに大きな数字となると言われている。2003年の段階でウランバートル市のハシャーの数は約6万7000にのぼり、8万4000戸の家族が居住している（*önöödör* 紙2003）。ハシャーで居住する市民の多くはいわゆるゲル地区に居住しており、統計上この戸数はウランバートル市の全家族数のおよそ半数に当たる（National Statistical Office of Mongolia 2004）。そして、ウランバートル市における土地私有化は、このゲル地区から始められたのであった。

第2章 土地私有化政策の構想

体制転換後のモンゴルにおける土地制度改革は、私的所有権の導入が不動産市場と自然環境の双

方に有効な効果をもたらすと前提する国際機関の政策援助を背景に進められてきた(拙稿2005)³⁾。「土地私有化」は、一方で土地の商品化による経済効果を、他方で権利関係の明確化による土地環境の保護をもたらすと考えられている。したがって現代モンゴルにおける土地制度改革は、所有権を導入する形で法を改正したり、国有であった土地を私有化したりすることだけではなく、これらを含む一連の施策を通じて新たな土地をめぐる秩序の構築を目指しているといえる。

本論では、土地をめぐる新たな秩序を構想する土地所有法を中心とするモンゴルにおける一連の土地関連の政策を、総じて「土地私有化政策」と呼称する。本章では、この土地私有化政策の中心的な項目である所有権の導入と土地権利の再体系化(2-1)、国有財であった土地の私有化(「私的所有化」)(2-2)、そして土地と住民の管理(2-3)をそれぞれ取り上げ、これらの施策を通じて構想されている新たな土地秩序のマスタープランを明らかにする。

2-1. 民主化後の土地関連法

社会主義体制が崩壊した1990年代初頭以来、モンゴルでは土地に関する制度改革が実施されてきた。土地私有化は体制転換後すぐにも国会で議論され、1992年に新たに制定された憲法において、国民の土地所有権が認められた。「牧地、公共利用及び国の定める特別地域を除いた土地をモンゴル国民は所有(*ömchlökh*)することができる。これは地中を所有することには適用されない。国民は売買、交換、贈与、担保の為に外国人並びに市民権のないものへと所有する土地の権利を譲渡すること、また、国家組織の承認なしに土地を他人に占有させ(*ezemshüülekh*)、利用させることを禁ず」(モンゴル国憲法1章6条3項)。

憲法でその権利は保障されたものの、モンゴル国民の土地所有権が実現するにはこれを実効的に定める法律の成立を待たなければならなかった。民主化後の土地権利関係に関する最初の体系的な法律である1994年の土地法(2002年に改訂)においては、再び実効的な所有権導入に関する議論は起こったものの、国民の所有権はなお法文化されなかった。同法では土地の所有権を持つ主体は唯一国家であり、国民はこれをリースする権利すなわち「占有権(*ezemshikh erkh*)」を持つと定められた⁴⁾。この時点でモンゴル国民が居住する土地区画に対して持ちうる権利はこの占有権であった。権利上で見ると、占有権は売買の権利を持たず、期間の制限があるなど後に導入される所有権と比すれば制限された権利であった。

そして2003年、土地所有法の施行(および土地法の改訂)によって、憲法でその権利を保障されていた国民の土地所有権が現実のものとなった。モンゴル国民は土地を所有する権利を手にし、土地売買、担保化など土地の処分権を有することになったのである。新たな土地の権利体系は所有権(*ömchlökh erkh*)、占有権(*ezemshikh erkh*)、使用权(*ashiglakh erkh*)の三つからなる。この中で所有権は土地権利の中で他から侵害されない「強い」権利として保証され、新たな土地の権利体系は国民が有するこの土地所有権を中心に構成されることになった。

3) しかし、モンゴル国内の土地私有化をめぐる政治議論においては、こうした市場主義的な論理や環境保護的な論理による土地私有化の正当化よりも、「歴史上初めて」の国民による土地の私有とナショナルな価値を結びつけるイデオロジカルな論理が前景化している(拙稿2005)。

4) 1994年の土地法の定めるところによると(6章29条)、「占有権」によって「国家の所有である土地をモンゴル国民、経済主体、組織は最大60年間までの契約で占有できる。土地占有契約を1回に延長できる期間は40年までとする」。

2-2. 土地の無料「私的所有化」

土地所有法の履行において特筆すべき点は、国民が「家庭用地として一度に限り無料で土地を所有する権利を用いることができる」（土地所有法準則第2条）と定められている点である。これは、土地所有権の導入に伴って、国民の「家族ごと」の「家庭用地」を私有財産として認めることであり、土地の私的「所有化（*ömchliiülekh*）」を意味している⁵⁾。

国民がこの土地の「私的所有化」を受けられるのは、法律施行日の2003年5月1日から2年間と定められており⁶⁾、この期間中に土地の所有を求める要望を行政に提出すれば、土地を無料で所有することができる。ここで「家庭用地」というのは家族が居住する土地ということであるため、土地の「私的所有化」を受ける申請書には当該の土地に居住する住民全員の名前を記載しなければならない。なお、この無料での土地の「私的所有化」の一戸当たり最大の面積は、首都ウランバートル市で最も面積が小さく最大0.07 haとされており、以下アイマグ（県）の中心地で最大0.35 ha、ソム（郡）の中心地で最大0.5 haとなっている。

本論の対象となるウランバートル市において土地の無料での「私的所有化」はどのように行われたのだろうか。詳しくは後段で詳しく述べることになるが、ここでは以下の点のみを確認しておきたい。土地の「私的所有化」は、法文上においては、「土地に関する法律に従い国民が占有した土地が、この法律の…（略）…計画に明示された国民所有化を行なう土地に含まれ、かつ当該の国民が出願した際には、その土地のその者への所有化を行なう」（土地所有法1章5条1項5号1）（湊2002：125）ことであると定められている。土地所有法が定める「私的所有化」とは、ウランバートル市のハシャーの住人に対しては、従来の土地法が定めた「占有権」の「所有権」への書き換えを意味していた。つまり無料での「家庭用地」の「私的所有化」とは、ある家族が居住しているハシャーの土地権利を、「所有権」として認定するということであった。

2-3. 土地と住民の管理

土地私有化政策の背景には国際機関、とりわけアジア開発銀行（以下「ADB」とする）の政策援助との関係がある。ADBは2000年1月に「地籍図および土地登記」プロジェクトを企画し、990万ドルの長期低利貸付をモンゴル国に対して行なった。このプロジェクトの目的は、地籍図と国家土地情報システム（National Land Information System）の立案及び構築であるとされている。

このプロジェクトに関するニュースリリースにおいて、同プロジェクトに関わるADB上級専門家の以下のような発言が掲載されている。「過去数十年の間にモンゴルの人口の半数以上が都市居住者となってきた…（略）…都市部においては、人々は個人の住宅を手に入れているが、その居住している区画の法的な拘束力のある記載事項は存在していない」（ADB 2000 online）として、都市部（及

5) 土地所有法を翻訳した湊（2002：137）は法律文中の *ömchliiülekh* を「私有化（*huv'chilakh*）」と区別して「所有化」と訳している。ここでいう「所有化（*ömchliiülekh*）」は、直訳すれば「所有・財産（*ömch*）」させる、される（*-iülekh*：使役・受動の用法）であり、「所有・財産として認める・認められる」というくらいの意味になる。「所有化」とは日本語ではあまり馴染みがなく、また「私有化（*huv'chilakh*）」と区別がつけがたい。本論ではこの区別のために土地所有法における *ömchliiülekh* に「私的所有化」という語をあてる。これは、「私有化（*huv'chilakh*）」がより広い意味合いで用いられるのに対し、「所有化（*ömchliiülekh*）」が「所有権」という法権利の意味を含むものとしてより限定的に用いられるためである。

6) この無料の土地「私的所有化」期間は2005年5月1日よりさらに3年間延長された。理由としては「私的所有化」手続きにおける行政側の遅延がしばしば言及される。

び定住地)の発展によって生じた、ある土地とそこに住む住民との間に「法的拘束力」がない状態が指摘されている。

そして地籍図と土地登記によって作成される国家土地情報システムは「私的財産所有および土地占有のための法律上・行政上の基礎を作り出す…(略)…加えてこのプロジェクトは、都市と農業の発展に、また土地料金及び不動産税のより効率的な徴収に、また不動産市場の開始のための極めて重要な触媒的な作用を果たすことになる」(同上)。このプロジェクトの広義の目的は、地籍図及び国家土地情報システムの構築による土地－住民の権利関係のデータベース化と管理、そしてこうした条件下においてはじめて開かれたものになると前提された土地の「商品化」と不動産市場の開始を目指すものであると要約できるだろう。

以上より、モンゴルにおける土地私有化政策のアウトラインが浮かび上がる。それは、①土地所有権の導入②土地の「私的所有化」③土地－住民関係のデータベース化、の3点としてまとめられる。①法権利上の改革として土地所有権が導入され、土地の権利体系は所有権を中心として再体系化される。②この土地所有権はまず「国民が国家の土地を私的所有化する」という形で実現する。国民は土地所有権を得る手続きの過程で自らの土地に関する情報を国家に登録する必要がある、この過程を通じて、③一定区画の土地と住民との権利関係が地図上にデータベース化されていく。

こうしてモンゴルにおける土地私有化政策は、所有権の導入による法権利上の再体系化から、実際に国民に土地を「所有」させていく施策や、土地と住民の関係を地図上に表象する新たなシステムの構築など、多様な次元にわたる変更と調整を行ないながら新たな土地をめぐる秩序を実現しようとする試みであるといえるだろう。

第3章 占有権と所有権：差異の具体化

本章では、これまで見てきたような土地私有化政策のマスタープランを社会に実現させるために、専門家たちが「国民が土地を所有するために必要なこと」について説明する手法をとりあげる。土地私有化政策の下で、専門家たちはガイドブックや一般向けの法律書などを通じて、「土地を所有すること」を従来の土地をめぐる行為や土地権利(占有権)と区別しながら定義し、説明していった。そこから、土地をめぐる新たな秩序に相応しいとされる住民と土地の関係のありかが浮かび上がるだろう。

3-1. 心配が残る占有権

民主化と開かれた市民社会の実現を支援する民間財団オープン・ソサエティ・フォーラムのモンゴル現地事務所(Neelttei Niigmiin Forum)によって2004年に出版された『土地関係の改革：市民に向けたガイド』という教本を教^{インストラクション}示の一例としてここでとりあげたい(Neelttei Niigem Forum 2004)。財団の支援の下、政府の土地関係局と連携した法学者たちによって著されたこの教本は土地所有法施行後の新たな土地権利関係を包括的に市民に説明することを目的としている(同上：8)。本書は、表や図解、そして事例を使い、また土地関係の申請書類のフォーマットや市民からの質問を用いながら、土地権利の項目や行政手続きの方法についてわかりやすくガイドすることが心がけられている。こうしたガイドの中に「土地の占有、所有の違い」という節が設けられ、図解と事例を元に占有権と所有権の差異が説明されている。

「土地の占有(ezemshikh)、所有(ömchlökh)の差異を完全に理解しないことで、市民が損をした

り間違っただけの選択をしたりするようになっていきます。土地を占有するか？所有するか？どちらが有利なのか？どちらを選ぶのか？といった問いにあなたが直面しているなら以下の説明を比べて読んでください」（同上：28）。ここで占有権と所有権は、比較可能かつ選択可能な二つの権利として提示されていることに注意が必要である。そして両権利の差異についての理解度によって、人々は「損をしたり間違っただけの選択をしたり」するようになることが示されている。

その例として「所有権を選んだ人物（バト、図1中で左の人物）」と「占有権を選んだ人物（ドラム、図1中で右の人物）」が描かれており、以下のような絵と説明が施されている（図1）。

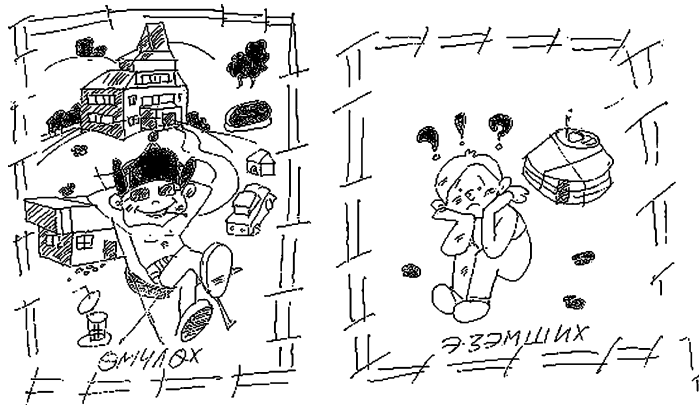


図1. 「土地の所有、占有の違い」 (Neelttei Niigem Forum 2004: 29)

「バト氏とドラム氏は土地法および土地所有法に基づき、土地を占有する権利、土地を所有する権利を得た。占有権と所有権の違いがよくわからなかったので（二人は）どちらを選ぶかすぐに決めることができなかった。結局、バトは土地を所有し、ドラムは占有した」（同上：29、強調引用者）。

ここには法文上で示される占有権と所有権の権利上の差異を超えた、ある意味づけが行われている。所有権を選んだ図中左のバトの方は、柵の中に立派な建物を建て、見るからに豊かそうで安心しきった様子である。他方で占有権を選んだ図中右のドラムの柵の中にはモンゴルの伝統的移動式住居であるゲルが1基あるのみで、当人も何か要領を得ない様子である。説明はさらに以下のように続いている。

「バトは所有財産である土地を他人に売却し、譲渡するなど処分権を有する。しかし、ドラムにはこれらすべてが認められない。所有財産である自分の土地にバトと彼の子供たちは立派な邸宅を建てるにあたって何も心配することがなくなった。なぜならば、その土地が彼の所有財産だからである。けれどもドラムはそうはいかず、心配が残る」（同上：29）。

ここで「占有権」と「所有権」はあたかも市民であるならば自由にどちらかを選択することができる権利として描かれている。しかもその選択は、「所有権」を選ばなければ損をするだけであるような二者択一として描かれている。「占有権」を選ぶ者は二つの権利の「違いを理解しない」ためにそうするのであり、その違いを理解しさえすれば「所有権」を選ぶのは当然である。こうして、「占有権」と「所有権」の差異は、市民が土地権利体系を「正しく」認識すれば「所有権」が選択の余地なきものとなるというかたちで提示されている。

権利上においては、所有権と占有権の差異は、この図と例がイメージするようなものではない。

両権利はどちらか一方を無条件に選択するようなものではないし、また一方が安心な権利で他方が「心配が残る」権利というわけではない。

しかし、この図と説明が妥当するような状況が、すなわち市民が理解さえすれば「占有権」と「所有権」のうち「所有権」を選択するのが当然であるとされる状況が、ここでは想定されている。それは、土地私有化政策が構想する所有権を中心とする新たな土地秩序を肯定する観点から、所有権の存在しなかった旧来の土地秩序を見る視点に基づいている。言い換えると、土地私有化政策は、従来の土地権利体系において成立していた土地に関わる行為を否定的に取り上げていくのである。以下このことを明らかにするために、土地の売買と土地の「私的所有化」をめぐる従来の土地に関わる行為が否定されながら「所有権」から区別されていくのを見ていきたい。

3-2. 土地の「隠れた取引」—占有権のやりとり

土地所有権の導入によって、モンゴル国民は初めて「土地を自由に売買できる」ということが広く喧伝された。しかし、土地所有法成立以前から、すなわち土地に対する「所有権」が実効的には存在しなかった 1990 年代から 2002 年に至るまで、すでにモンゴルでは土地はある方法で売買され続けていたのである。その結果、土地所有権の導入は、新たな土地の「正当な」売買と、旧来の「隠れた」売買という区別を生み出すことになった。

写真 2 は土地所有法前後の土地売買の差異を端的に示す興味深い看板である。「土地（'ГАЗАР'）」と「売ります（'ЗАРНА'）」という看板の二つの文句の間に押し込まれるように「私有化した（'ХУВЬЧИЛСАН'）」という言葉が書き込まれている。



写真 2. 「土地（私有化した）売ります」筆者撮影
(2005 年 12 月、ウランバートル市)

法権利的な観点からすれば「売る」ことができるのはそもそも私有化された（所有権のある）土地だけであり、したがって「私有化した」という文字を看板に書き込むことは重複表現であり意味を持たない。この重複表現が意味を持つのは、「土地を売ることに」「私有化した土地の売却」と「それ以外の土地の売却」の可能性がある場合においてのみである。看板に付け加えられた「私有化し

た（‘ХУВЬЧИЛЖАХ’）」という文字が暗に示す「それ以外の土地の売却」の方法とはどのようなものだろうか。

土地所有法成立以前、売買の対象となっていた土地権利は、実効的には存在していなかった土地の「所有権」ではなく、土地の「占有権」であった。土地の実際の売買は、「土地の占有権の譲渡」という形で行われていた。つまりその売買は、「土地所有権」を欠いたままに、「土地占有権」を「譲渡」という形で土地と金銭をやりとりすることによって成立していたのである。

こうした土地の「占有権」の売買－譲渡は、「所有権」を中心とする新しい土地の権利体系の立場に立つ法律家からすると「国有財である土地を売買する隠れた取引－土地占有権の譲渡の名の下に行なわれている売買」（Oyuntsetseg 2005: 30）ということになる。こうした土地売買は、新しく導入される所有権の売買に比して「隠れた」不正規の取引として顕わにされ、管理すべき対象であるとみなされるようになる。

3-3. 囲い込み

質問：「土地の私的所有という話から人々は好きな場所に柵（ハジャー）を建てるようになってくる。その「柵を建てた」土地がもらえる可能性はどのくらいあるのか？」

回答：「土地センサス及び土地登録を受けた家族に土地は与えられる。許可のない土地に柵、建物を建てている場合には土地を私的所有化しない。柵を建てたらその土地を所有できるという考えはあってはならない」（Solongo 2005: 95）

これは、「市民に向けたハンドブック」と副題がつけられた、市民からの質問と法律家の回答の模範例を集めた事例集『法律の400の質問、回答』の中の質問と回答の一つであり、専門家による教示^{インストラクション}の一例である。この質問と回答が問題としている「人びとが好きな場所に柵（ハジャー）を建てるようになってくる」状況は、ウランバートル市のゲル地区における土地の「私的所有化」の問題に直接に関係している。ゲル地区における市民への土地の「私的所有化」の実態とここで問題となっている「（好きな場所に）柵を建てること」の関係から、専門家たちの教示^{インストラクション}の内容と現実の「私的所有化」が直面する問題が明らかになる。

一読するとこの質問と回答は何の問題も含んでいないように見える。好き勝手に土地に囲いをして「その土地はおれのものだ」といっても国家はその土地の所有を認めない。所有を認められるためには土地登録の手続きが必要である。2-3. でみたように、土地の「私的所有化」は新たな土地をめぐる秩序構築へのプランの一部であり、従来の権利的に曖昧な土地と人との関係を管理する構想とかかわっている。したがって、土地の「私的所有化」の進行にあたって「柵を建てたらその土地を所有できるという考えはあってはならない」のは自明のことである。

ここでハジャーに居住する市民が受ける土地の「私的所有化」のプロセスの実際を考えてみよう。上記の質問と回答からすると以下のような手順が取り出される。①市民がある土地に柵を建てて「自らのもの」と主張する。②その承認を受ける（土地センサスおよび土地登録）。③土地の無料の「私的所有化」を受ける。この手順の①と③を短絡することが認められないということが上記の質問と回答では示されていた。ではこの①土地を「自らのもの」とする主張と②承認を受けることは実際にはどのように結びつくのだろうか。2-2. で引用した法文を再び引用すると、「土地に関する法律に従い国民が占有した土地が、この法律の…（略）…計画に明示された国民所有化を行なう土地に含まれ、かつ当該の国民が出願した際には、その土地のその者への所有化を行なう」（湊 2002：125）

と土地所有法では定められていた。ここでいう「土地に関する法律に従い国民が占有した土地」というのは、ハシャーに住む住人がその土地に対して土地所有法以前に持ちうる権利であった「占有権」に他ならない。

この法文からは、ウランバートル市における土地の「私的所有化」がゲル地区においては「占有権」の「所有権」への書き換えという形で構想されていたことがわかる。すなわち、土地所有法が施行されるその段階で居住しているハシャー内の土地を占有する権利を所有権として書き換えるということである。「私的所有化」の対象が「家族ごと」であり、「私的所有化」の対象となる土地の利用目的が「家庭用地」であることは、ゲル地区における居住者の土地権利を「所有権」へと書き換えるという構想を支えるものとなっている。

ゲル地区における「私的所有化」のこうした実態を考えると、3-1. でみた「所有権」と「占有権」の差異に関する解説の持つ意味がより明らかになるだろう。どちらでも選択可能だが、両権利の違いを認識すれば一方を選択するに決まっているという論理で「所有権」と「占有権」の差異は示されていた。この差異は、土地の「私的所有化」のプロセスにおいて、自分の住む家族の土地に対して「従来のままではいる」のか、それを新たに「所有権」として取得しなおすのか、という選択肢として現われるのである。その差異を認識する者(図1中のバト)は、「従来のままではいる」ことをせず、土地私有化政策が用意する手順(土地権利の申請、土地登記など)を通じて新たな土地をめぐる秩序が作られていくプロセスに参加することになる。他方、「占有権」を選択する者(図1中のドラム)は、新たな秩序とそのために必要な手順を理解しない。だから実際には、それは「占有権」を「選択する」ことではなくて、「従来のままではいる」ことなのである。

ウランバートル市のゲル地区における土地の「私的所有化」は、ある家族が「ある場所に居住している」ことを新たに導入される所有権として国家に登録させることとして理解できるだろう。人口集中によって拡大するゲル地区の土地の曖昧な権利関係の改善は、所有権を中心とした土地権利の明確化として構想されている。そしてその実現は、「占有権」と「所有権」の差異を市民が理解することにかかっている。「土地所有者になるために」必要なこと、それは自分の住む土地に対して従来のような関わり方をやめ、自らの土地を「所有権」として、また「財産」として認識し、新たなやりかたで自分の土地に配慮することなのである。

しかしながら、現実には、人々は「好きな場所に」土地を囲っている、ということが上記の質問と回答からは読み取ることができよう。実際ウランバートル市では土地所有法前後から、折からの都市への人口流入とあいまって、ゲル地区だけではなく、市の中心部と周縁部を問わず土地の囲い込みがなされた⁷⁾。写真3のように、丘の上まで隙間なく柵で土地が囲まれるような地区が目立つ。

7) 実際にはウランバートル市の土地の囲い込みは無料の「私的所有化」を受けるための市民による囲い込みだけではなく、土地購入を考えての市民の囲い込みや、法人による囲い込みも相当程度存在していると考えられる。ここでは紙幅を考慮して無料での土地の「私的所有化」のための囲い込みに議論を限定している。



写真 3. ウランバートル市のゲル地区 筆者撮影（2008 年 3 月、ウランバートル市）

前述の質問と回答は、土地の「私的所有化」に関する手続きに対する市民の無理解（「好きな場所に柵（ハシャー）を建てるようになっていく」）がこうした状況の原因であることを前提としている。しかし次節で明らかにするように、「私的所有化」の方法と人々の生活との関係を考慮すると、この「囲い込み」が市民の無理解のみによるものとは言い難い。それは法律や制度についての知識そのものの問題ではなく、「土地所有者になるための教示^{インストラクション}」、すなわち「土地権利」体系の「差異を知り、配慮すること」が、人々の多様な生活や行為と深く関わっていることを示している。

第 4 章 柵の内側から：二つの家族

本章では「ゲル地区」に住む二つの家族の暮らしを取り上げる。この調査の中で、土地私有化政策とその教示^{インストラクション}が家族の生活に結びつく多様なあり方が浮かび上がってきた。

4-1. 「囲い込み」が起こる時：ツェベルの場合

事例 1）ツェベル（仮名、50 代女性）とその一家はウランバートル市の東に位置するバヤンズルフ区のゲル地区に居住している。ツェベルは 1970 年代に田舎からウランバートルに移住してきた。現在のハシャーに移ったのは 1980 年代末で、当時はハシャー内にゲルを立てて住んでいた。現在ではこのゲルに加えて敷地内に二つの固定家屋を建て、自分と長女とその孫、そして長男夫婦が敷地内のそれぞれの固定家屋に暮らしている（土地 a）

2000 年、ツェベルは居住している土地 a から東に数キロ離れたあたりに柵を建て土地を囲った。家族で柵のための木材を買い、二日間かけて自分たちで柵を建てた。柵を建てて以来、ツェベルはこの土地にはどのような建物も建てなかったし、住んだこともなく、柵の中は空き地のままである（土地 b）。

ツェベルは自分のハシャー（土地 a）に牛を 2 頭飼育している。年金生活に入った民主化以降の時期から、ツェベルは毎年夏になると近隣の家畜を飼っている知人たちと共に近郊の草原に放牧に出かけ、ゲルを立てて夏の 2 ヶ月近くをそこで過ごすようになった。柵を建てた土地 b はちょうどこの夏を過ごす草原と居住している土地 a の中間地点に当たる。

ツェベルは夏の草原での暮らしが気に入っており、その場所により近い土地 b に柵を建てたのは、

「何か便利になるかもしれない」という思いもあった。それに土地bの付近は「土が良く」(‘hōrs saitai’)、それに空気や土地が当時はきれいだった。なぜなら当時、まだそこにはハシャーがほとんどなかったからだ。これと同じ理由から、ツェベルは当時この柵を建てるにあたって何も行政手続をしなかった。当時は「あの辺りの土地に関しては、誰も(柵を建てることを)問題にはしなかった。今はもうハシャーがたくさん建てられてしまって、(付近の環境は)すっかりだめになった」とツェベルは言う。

2003年、土地所有法の施行後、ツェベルは現在住んでいるハシャー(土地a)の所有権取得の際、これと同じハシャーに住む息子(とその家族)名義で行ない、1980年末以来住んできた土地aの「私有化を受けた(‘huv’chilj avsan’)」。そして、2005年春、同区の土地局の知人から助言を受けて、柵を建てただけで空き地のままだった土地bの行政手続を行った(なおこれは「占有権」の申請であった)。この際、土地bの居住者としてツェベルの名前を登録している。したがって、登録上ツェベルは土地bに居住していることになっており、土地aの私有化の際の居住家族の欄にツェベルの名前はない。

しかし、この土地b付近の土地は水利施設に近接していることから、現在のところ土地の「私的所有化」が認められていない。土地所有法施行後、この土地b付近に新たに柵を建てることが禁止され、水利施設により近い場所に建てられたハシャーは行政から立ち退きを要求されている。ツェベルの話によれば、この土地b付近の土地の「私的所有化」に関して2005年の春に市と当該区との間で話し合いがもたれ、別の場所で土地を与えるべきだという市の見解と、他に与えることのできる土地は区内にはもうないという区の判断の間で問題が紛糾しているという。ツェベルは、ゆくゆくは現在のハシャー(土地a)で自分が住んでいる固定家屋を長女夫婦に住まわせ、自分は土地bに移り住む心積もりである。

ツェベルの生活と土地に関わる手続きとの結びつきは土地所有法施行前後の土地をめぐる秩序の変化を豊かな形で示している。ここから明らかになることは少なくないが、本節では、ツェベルがとった土地獲得への「戦術」ともいうべき方法を中心にとりあげたい。

土地所有法が定める土地の「私的所有化」は、モンゴル国民に「家庭用地」として「家族単位ごと」に与えられる。この土地の「私的所有化」の対象となる「家族」という観点からすれば、ツェベルの土地には長男夫婦、長女とその孫、そしてツェベル本人の3家族が同居していることになる。したがってツェベルのハシャーの住人たちは、権利上は、3家族分の土地区画の「私的所有化」を受けることができる⁸⁾。そしてツェベルは現在居住する土地aを息子夫婦名義とし、土地bを自らの名義として登録し、2箇所土地の「私的所有化」を受けようとしている。

ツェベルは、「柵を建てること」さえしていればたとえ土地区画に何も住居が建っていないとも土地を得ることができると判断している。土地bに関して問題があるとすれば、それは水利施設に近いこと、土地の「私的所有化」が許されないかもしれないということである。その場合、区内に代替として他に取得できるような土地はもうないかもしれない。ツェベルの関心は「私的所有化」を受ける土地の場所にあり、このやりかたで「私的所有化」を受けられるかどうかの問題に

8) たとえば、居住しているハシャーの面積が一戸当たりの無料での土地の「私的所有化」の面積(ウランバートル市では0.07 ha)よりも大きい場合、複数家族で申請することにより戸数分の割り当ての土地を申請することができる。

はない。

4-2. 「囲い込み」の機能

実際にツェベルのやりかたで土地の「私的所有化」を受けることはできるのだろうか。3-3. で見たように、ウランバートル市のゲル地区における「家庭用地」の無料分配は、居住する土地に関する従来の「占有権」を「所有権」に書き換えることを意味していた。ウランバートル市のゲル地区における土地の「私的所有化」においては、市民は自分と何も関係もないどこかの土地の私有化を受けることはない。その意味で、土地所有法が行なうのは、法律の名称通り、従来の土地と住民の権利関係を私的に「所有化（*ömchliülekh*）」することである。

土地の「私的所有化」を受けるためには、ある土地に家族で居住していることの証明が必要となる。そしてこの登録は土地の「占有権」という権利の形をとっていた。そして「占有権」の登録に必要なものは、必ずしもある土地に家を建てることでも、実際にある土地に住んできたことでもない。前節のツェベルのやりかたからわかるように、「柵を建てること」によって「土地を囲う」ことが、占有権を取得する前提となりうるのである。

ツェベルは同じハシャーに住む息子夫婦と自分とを登録上2家族と分割することによって、二つの土地の「私的所有化」を受けようとしている。この二つの土地の「私的所有化」が意味するのは、一方が居住している土地区画の「占有権」を「私的所有化」することであり（土地a）、他方が「囲い込んだ」土地の「占有権」を取得してからこれを「私的所有化」することである（土地b）。

人々は「柵を建てたらその土地を所有できるという考え」から「好きな場所に柵を建てる」という状況が多く場所で生じており、これは市民の無理解によるものとされていた。しかし、「好きな場所に柵を建てること」で土地を所有できる可能性が実際には存在している。土地の「私的所有化」の事実上の条件として、柵を建て、土地を囲い込む行為が働いているのである。

だが、その一方で、「柵を建てること」によって「その土地を所有できるという考えはあってはならない」はずである。土地私有化政策は、ゲル地区において自由に「柵を建てること」を管理する構想を有していた。ここに端的に土地私有化政策の教^{インストラクション}示と、そのための土地の「私的所有化」の現実との間に矛盾があることが見て取れるだろう。

4-3. 移動と住まい：ニャマーの場合

事例2）ニャマー（仮名、50歳代女性）は2003年よりウランバートル市の西に位置するソングン・ハイルハン区のゲル地区に居住しはじめた。ニャマーはもともと故郷である中央県の村に住んでいた。社会主義時代は村の役所で働き、民主化後に年金生活に入ってから農業を営んでいたニャマーであったが、早魃・冷害の影響もあり、農業を続けられなくなった。現金収入の必要もあり、また子供たちがみなウランバートルで住むようになっていたため、2003年夏、ニャマーは夫と共にウランバートル市に移り住んだ。

故郷の村では、ニャマーは2003年春に「ハシャーを購入」してそのハシャー内に住んでいた（土地c）が、同年夏のウランバートル移住に際してこの「ハシャーを売却」し、ウランバートルへ移住した。ウランバートルに最初に移り住んだ際には、娘夫婦が暮らすハシャーから程近い場所で売りに出されていたハシャーを買った（土地d）。すでにウランバートルで学生寮に暮らしていた三女と四女がニャマーたちとこのハシャーで暮らすようになった。しかしウランバートルに移住後、ほんの数ヶ月でニャマーたちは、すぐ近くに住む長女夫婦のハシャーに再び引っ越した（土地e）。こ

の際、住んでいた「ハシャーを売却」している（以上のハシャーの売買はすべて土地権利としては3-2. で見た「占有権」の売買であった）。これは、最寄りのバス停から家までが少し遠く、街灯もない道で三女と四女の帰宅時に危険があるからだった。娘夫婦のハシャーはバス停から程近いところにある。

ニャマーと夫が住むことになった土地eでは、娘夫婦の家の二階を増築し、ニャマーたちは一階に、娘夫婦の家族は二階に住むようになった。他にもこのハシャーの中には二組の遠縁の親戚たちがゲルをそれぞれ建てて暮らしている。ゲルに暮らしている遠縁の親戚は時折その顔ぶれが変わり、ゲルの数は1基に減ったり、3基に増えたりした。

ニャマーは、故郷の村からウランバートルに移住する際、市民権をウランバートルに移さなかった。したがって、登録上ニャマーは村の住民のままである。村行政の土地係で働く旧来の知人が「私有化」の話をニャマーに知らせてきたので、ニャマーは「私有化」を故郷の村で受けた（土地f）。土地の区画の指定があり、そこから無料取得を受ける現在の土地を選んだという。いまのところそこには建物もハシャーも建っていない。すでに家族と親族の大半が村からウランバートル市に移住しているので、ニャマーはこの土地を使って何かをするつもりもなく、さしたる関心もない。

ニャマーは2005年夏、家族と別れて故郷の村に一人で戻ることになった。ニャマーは、かつて村で農業のかたわら飼育していたわずかの家畜を故郷の村の遊牧民の知人に預けていたので、この知人たちと合流し、一人で家畜の世話をしながらゲルで暮らすようになったのである。ニャマーはウランバートルに移住して以来、牛乳や肉などの家畜生産物を得るために、幾度も田舎の村に足を運んでいたが、家畜を世話するために長期にわたって牧畜を営むのは初めてのことであった。

自らが暮らすこの土地に対して、ニャマーは法的に記載された権利関係をなんら持ち合わせていない（土地g）。ゲルで家畜を飼いながら暮らすようになったニャマーはこの暮らしに満足している。「街の暮らしは退屈で、家の仕事もあまりないからテレビばかり見ていた。空気も悪いし、身体も壊してしまった。ここの暮らしはテレビが無いのは少し残念だが、やることはいくらでもあるから退屈はしないし、身体の調子もすごくよかった」。

ニャマーが2003年にウランバートルに移住してから、再び故郷の村に戻って遊牧生活を始めた2005年まで、ニャマーは数回の引越しを行ない、その生活の場所を変えてきた。社会主義時代から暮らしてきた故郷の村からウランバートルへの移住、その後すぐに行った娘夫婦の家への引越し、そして家族から離れてニャマー単身で行った故郷の村への引越しである。

2003年以降の住まいの移動を見るかぎり、ニャマーは自らの名前が記載された土地の権利関係（占有権ないし所有権）がある土地にはきわめて短い期間しか住んでいない。ニャマーは2003年に購入した故郷の村のハシャー（土地c）も、ウランバートル移住直後に購入したハシャー（土地d）も数ヶ月ほどで手放しており、「私的所有化」を受けた故郷の村の土地fにはいまのところ何の建物もない。反対に、ニャマーが2003年から2005年の間に長く住んだ土地は、ウランバートル市の娘夫婦の家（土地e）であり、故郷の村のゲル（土地g）である。これらの土地権利にはニャマーは関係していない。

ニャマーは親族や知人との関係の中で自分の居場所を定めており、その居場所には土地の権利関係はほとんど関係しない。ニャマーはウランバートル市に移住する際に娘夫婦たちの家の近所を選び（土地d）、またその後すぐ娘夫婦のハシャー内（土地e）に引っ越した。このハシャーには娘夫婦とニャマーたちの住む二階建て家屋の他にゲルが2基建てられており、他の親族が居住している。

無料の「私的所有化」のサイズである 0.07 ha に収まるこのハシャー内には常時 15 人前後の人々が住んでいる。ニャマーの娘夫婦のハシャー（土地 e）はあたかも親族内のセンターのような役割を果たしており、田舎から移住してきたニャマーたちや他の田舎から移住してきた親族たちやその他の親族たちがこのハシャーで生活している。

ニャマーたちは、土地私有化政策の実現が賭けられる「所有権」と「占有権」の差異にはほとんど関心を示さず、親族や古くからの知人たちとの関係が住まいの場所の構成に関与している。ハシャーを購入したり、土地の「私的所有化」を受けたりしても、ニャマーは自分の名前が記載されたこれらの土地ではなく、家族や知人たちのもとで暮らしているのである。

4-4. 土地私有化の教^{インストラクション}示と居場所の構成

土地私有化政策が新たな土地をめぐる秩序を実現していくプロセスにおいて、土地「占有権」と「所有権」の差異を示すこと、すなわち「従来のままでいること」から「土地権利の差異を知り、配慮すること」を教えることが試みられていることを 3 章で明らかにしていた。この教^{インストラクション}示が、受け手である市民の生活の中で、どのような過程で、どのような行為と、そしてどのような権利の選択と結びつけられていくのか、上に見てきた二つの事例を通じて明らかにすることができる。

まず言語的な次元においては、ツェベルとニャマーは双方とも、土地私有化政策の教^{インストラクション}示が示していた「占有権／所有権」の差異を明確に区別していない。土地に関わる行為や手続き、そして権利を語るとき、ツェベルもニャマーも「私有化を受けた（'huv'chilj avsan'）」、「登録した（'bürt-geesen'）」、その他にも「土地をもらった（'gazar avsan'）」、「許可を得た（'zövshööröl avsan'）」といった言葉で語っていた。これらの語られた言葉の特徴は、単独で聞く限りではそれらが「所有権」を指しているのか「占有権」を指しているのかが明らかではないということである。筆者が彼らに「それは占有権のことか、所有権のことか？」と重ねて尋ねるまでは（あるいは実際に権利書を見るまでは）、それが「所有権」ないし「占有権」のいずれを指しているかは明らかではなかった。

次に、土地私有化政策が進められる中で、ツェベルとニャマーが採った行為や選択を導く動機を取り上げてみると、両者の土地との関わり方は対照的であることがわかる。

登録上で家族を分割して囲い込んだ土地の「私的所有化」を受けようとしているツェベルだったが、もともとは土地 b を「所有」しようとして柵を建てたのではなかった。およそ 5 年間、その土地に何も建てず、なんの行政上の手続きもしてこなかったことは、端的にこの土地を権利と関連づけることへのツェベルの関心の低さを示しているだろう。ツェベルが土地 b に柵を建てたその理由、それは「土が良く」、環境が良かったからだだった。また土地 b は夏をすごす草原により近く、「何か役に立つかもしれない」と思ったからだだった。ツェベルは子供たちに現在住む土地 a を譲り、土地 b をゆくゆくは自分が暮らす場所として思い描いていた。したがって、その場所が居心地のよい場所であることは、ツェベルにとって関心のあることであった。

土地の「私的所有化」が開始されてからおよそ 2 年後、ツェベルは土地 b の「占有権」の申請書類を行政に提出した。それが認められれば「所有権」の取得手続きをする心積もりになっている。周囲はハシャーが立ち並び「もうすっかりだめになってしまった」が、この土地の「所有権」を得るために必要な手続きをツェベルは行っている。この時、かつて将来の自分の居場所を思い描きながら行った「柵を建てること」は、その当初の意図とは別に、「所有権」が求める条件として働きはじめている。このとき、ツェベルをとりまく状況に基づく「囲い込み」による土地、だが法的には根拠のない「囲い込み」による土地は、「占有権」として登録され、そして「所有権」に書き換えら

れるようなものとして、新たな土地権利体系内でとらえられていく。

他方、ニャマーの「移住」と多くの引越は、この新たな土地権利関係の体系内に位置づけられないままにとどまっている。ニャマーが住む場所は、娘家族たちとの距離や、自らのライフスタイルに動機づけられており、そこは親族や知人との関係が結ばれる住まいの場所であり続けている。ニャマーの生活は住まいを転々と変え、土地権利の取得にほとんど関わらず、関心もない。土地私有化政策が構想する土地と人との権利関係からすると、いわば「不安が残る」生活である。ニャマーは、土地私有化政策が教^{インストラクション}示するやりかたでは自らの土地に対して関心を向けることなく、その時々状況に応じた関心によって、自分の住まいを定めているのである。

第5章 結論

土地私有化政策が「土地所有者になるために」教^{インストラクション}示するのは、「所有権」との対比の中で「従来の土地との関わり」を「不安な占有権」、「隠れた土地売買」、「好きな場所に柵を建てる」といった論理で否定的に概念化していきることであった。そのことを通じて「土地所有者になる」ことの利益と「所有者になるために」必要な関心のあり方と選択すべき行為の手順が示され、全ての人々がその教^{インストラクション}示に従うことが期待された。しかし、4章で見てきた二つの家族の事例からは、この教^{インストラクション}示が期待されるほど彼らの土地に関する行為の選択と結びついていないことがうかがえる。

ツェベルは新たに実現しつつある秩序の中で、その実施においてあいまいな面を持つ政策や、現実の生活に比して狭い法の想定する「家族」の概念を、自らの家族や住まいの状況の変化にあわせて柔軟に適用させていた。その一方で、ツェベルがかつて「囲い込んだ」土地に向けていた関心は、土地私有化政策が教^{インストラクション}示する関心のありかたに結びつけられて、土地の私的所有が選択された。

他方でニャマーは、土地私有化政策が教^{インストラクション}示する土地への関心のあり方と、自らの生活の場所の決定を結びつけることがなかった。ニャマーの移動と居場所はどこまでも所有権の対象となるような土地と人との関係によって動機づけられておらず、その時々親族や知人との関係や距離、自分のライフスタイルによって支えられている。

土地私有化政策とその教^{インストラクション}示は、土地と住民の明確な権利関係に基づいた秩序の創造を構想している。ゲル地区における「私的所有化」は、人々が柵を建てたり、親族のハシャーを頼って引越しをしたり、自分のライフスタイルを現実化する場所を見いだすことといった、住まいの場所をめぐる従来日常的に行われてきた行為に働きかける。この働きかけによって多様な日常的行為と結びついていた住まいの場所は、法的な権利関係によって名付けられ、データベース化の作業を通じて管理されていくというのが、第2章でみた土地私有化政策のアウトラインであった。

換言すれば、土地私有化政策とその教^{インストラクション}示によって土地と人との関係に関わる多様な行為の中からあるものを「所有権」として表象するための一連の制度と論理が導入される。そして、ある行為が「所有権」として表象される過程で、ある土地の居心地のよさや周囲の自然、親族や知人との結びつきは背景に退き、柵の中の土地と住民が明確に対応する権利関係が前景化していく。こうして、複数の動機に結びついていた「柵を建てること」は容易に「所有権」への根拠として機能し始める筈であった。

しかし、事例に見たように、これら一連の制度と教^{インストラクション}示の働きかけは人々の生活に対して一方的かつ均等に働くわけではない。生活の場をめぐる人間関係や、住む場所に関わる自然環境への関心、自分にとってよりよい居場所を求めること、そして自らの将来を思い描くこと、こうしたことに土

地私有化政策とその教^{インストラクション}示は時に結びつくが、それがいつも期待するように結びつくとは限らない。

ここまでの考察から、「土地所有」への教^{インストラクション}示と土地をめぐる住民の行為が結びつく、外延が曖昧で、一貫性が見出しづらい領域が浮かび上がる。土地私有化政策が構想する「所有権」に基づく土地と人との法的関係は、人々の認識や行為を導く制度として一方的に機能するようなものではない。しかしまた、土地をめぐる人々の認識や行為は、それとは無関係に、自律的に存在するものではない。なぜなら、土地をめぐる人々の認識や行為は容易に「所有権」が表象する土地と人との関係によって拘束されるからである。それらの法や制度と、人々の土地との関係を媒介するために事例で見たような様々な教^{インストラクション}示が用いられる。本論は、こうした「土地所有」への教^{インストラクション}示と日常的な行為やありかたがその時々状況や関心によって結びつく（あるいは結びつかない）領域に注目してきた。現代の人類学的研究は、制度としての法や文化にも、その中で生きる個人にも還元されない、こうした領域を積極的に取り上げることができるだろう。

本論は、現代モンゴルにおける「土地所有」の事例を通じて、人と自然、そして居場所や住まいの結びつきやこれをめぐる多様な行為が、「土地—所有（者）」として制度化されていく中で、どのような形で教^{インストラクション}示を介して現われうなのか、あるいは現われ得ないのかを示してきた。そのような教^{インストラクション}示の側面に注目することによって、「土地所有」をめぐる「近代的土地所有」と「伝統的土地制度」という理論的枠組をのりこえる、一つの可能性を示すことができるのではないだろうか。

本研究は国際交流基金次世代リーダーフェロシップ・プログラム（2004年～2005年）の助成を受けて行った調査に基づくものである。

参考文献

Abu-Lughod, Lila

1991 Writing against Culture. in *Recapturing Anthropology: Working in the Present*: 137-162 School of American Research Press

近藤英俊

2007 「瞬間を生きる個の謎、謎めくアフリカ現代」『呪術化するモダニティ：現代アフリカの宗教的実践から』：19-110 風響社

松村圭一郎

2008 『所有と分配の人類学：エチオピア農村社会の土地と富をめぐる力学』世界思想社

湊邦生（訳）

2002 「モンゴル国土地関連法令集」『モンゴル研究』20号：101-137

National Statistical Office of Mongolia

2004 *Mongolian Statistical Yearbook 2004* National Statistical Office of Mongolia

Neelttei Niigem Forum

2004 *Gazryn Khariltsaany Shinetgel Irgeded Zuriulsan Khötöch* Mongolyn Neelttei Niigem Khüreelen (Sorosyn san)

Oyuntsetseg, Kh.

2005 Gazryin Erkh Züin Zokhitsuulaltiyig Bolovsrongui Bolgokh Zarim Asuudal. *Khuuli' Deedlekh Yos* No.1(8): 28-31

Önödör 紙

2003 Niisleld 2396 Khashaa Ezengui Baina. *Önödör* No.112 (5月12日付)

サッチマン、ルーシー・A (佐伯胖監訳)

1999 『プランと状況的行為：人間－機械コミュニケーションの可能性』産業図書

Solongo, T. (ed.)

2005 *Khuuli' Züin 400 Asuult, Khariult Khuuli' Züin Ündesnii Töv*

杉島敬志

1999 「土地・身体・文化の所有」『土地所有の政治史－人類学的視点』：11-52 風響社

滝口 良

2005 「『史上初』の土地所有－モンゴル国における土地所有法をめぐって」『関連社会科学』14号：57-70

オンライン文献

ADB online

2000 Mongolia to Improve Property Registration and Land Administration. (<http://www.ADB.org/Documents/News/2000/nr2000005.asp>) (2008年12月19日)

The Instruction to become a “Landowner”: Land Privatization Policies and the People in Post-socialist Mongolia

Ryo TAKIGUCHI

Graduated school of letters, Hokkaido University

This article deals with the land privatization that has been taken place in Mongolia since the post-socialist 1990s transition. It aims to describe the changes that this land privatization has brought to peoples lives.

There are many theories that deal with the land privatization in non-Western societies. The anthropological works dealing with this subject have been focused on the relation that takes place between the native “traditional” possession system and the “modern” Western system. Nowadays this relation is increasingly being described in terms of a dichotomy: the global or the local.

This article, however, will examine privatization policies from another perspective. In Mongolia, jurists and government officers instruct people on privatization policies. They explain to populace the meaning of being an owner, and teach them all the necessary procedures to become one. Instead of focusing on the law and the new ownership system, I will focus on the citizens’ instruction that takes place during the land privatization.

I focus on two families that live in the Ger district of the city of Ulaanbaatar. While examine these families’ lives before and after the application of the 2003’s Land Ownership Law, I aim to show how people differently interpret what means to “own” the land.